

平成十九年六月二十九日受領
答弁第四〇三号

内閣衆質一六六第四〇三号

平成十九年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本国籍を有する者の保護に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日本国籍を有する者の保護に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、日本国籍を有する者に対し、個別具体的な必要に応じ、国際法上認められる範囲内で、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関し、適切な措置を講ずることとしている。

政府としては、お尋ねのフジモリ氏についても、かかる方針に照らして対応してきているところである。

同氏には、在チリ日本国大使館が複数回接触しているが、接触の日時等の詳細について明らかにすることは、同氏のプライバシーにもかかわることから、お答えすることは差し控えたい。